

診療費等未払金に係る債権管理回収業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和元年12月26日

旭川市病院事業管理者 青木秀俊

## 1 契約担当部局

〒070-8610 旭川市金星町1丁目1番65号 市立旭川病院 外来棟1階

事務局医事課業務係

電話 0166-24-3181 (内線) 5350

FAX 0166-26-0008

e-mail h\_iji@city.asahikawa.hokkaido.jp

## 2 業務の概要

- (1) 業務名 診療費等未払金に係る債権管理回収業務
- (2) 業務内容 患者による診療費等の未払分(債権)の管理と回収に係る業務
- (3) 履行期間 令和2年3月1日から令和4年2月28日まで

## 3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 弁護士法(昭和24年法律第205号)第4条の規定による弁護士又は同法第30条の2の規定による弁護士法人であること。(ただし、公募の日から5の(1)に定める参加表明書を提出する日までのいずれの日においても、弁護士法第57条に規定する懲戒を受けていない又は同法第58条による懲戒手続に付されていないこと。)
- (2) 市立旭川病院物品購入等入札参加資格者登録事務取扱要綱第2条に示す次の排除要件に合致しないものであること。
  - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札への参加を排除されている者
  - イ 市町村税(特別区にあっては都税)又は消費税及び地方消費税を滞納している者
- (3) 市立旭川病院競争入札参加資格登録のある者にあつては、公募の日から5の(1)に定める参加表明書を提出する日までのいずれの日においても、市立旭川病院競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者にあつては更生手続開始の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者にあつては再生手続開始の決定を受けていること。

#### 4 実施要領等の交付期間及び方法

診療費等未払金に係る債権管理回収業務委託の実施に伴う公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

##### (1) 交付期間

令和元年12月26日から令和2年1月23日まで

##### (2) 交付方法

1の場所で交付するほか、市立旭川病院のホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページURL <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/hospital/>

#### 5 参加手続等

##### (1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和2年1月23日（木）午後4時30分

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送によること。電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

##### (2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

##### (3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和2年2月3日（月）午後4時30分

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送による。電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

#### 6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 受託候補者の特定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

#### 7 受託候補者の特定

診療費等未払金に係る債権管理回収業務委託の実施に伴う公募型プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、

提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

## 8 契約に関する基本事項

### (1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取して随意契約の方法により契約を締結する。

### (2) 契約保証金

要する。ただし、市立旭川病院契約規程第25条のいずれかの規定に該当する場合は免除する。

### (3) 契約書作成の要否 要する。

### (4) 支払条件 毎月後払いとする。

### (5) 長期継続契約による契約解除

本契約は地方自治法第234条の3による長期継続契約となるので、契約約款において「翌年度以降において当院の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除する」旨規定する。

## 9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された書類は返還しない。

(5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(6) 提案書の受理後の差し替え及び追加・削除は、原則として認めない。

(7) 虚偽の内容を含む企画提案及び参加資格のない者のした企画提案は無効とする。